

酒田市立松山小学校

いじめ防止基本方針（概要版）

酒田市立松山小学校

電話：62-2233 FAX：62-2256

メール matsuyamasho@sakata.ed.jp

1 保護者の皆様へ

本校では、安全・安心な松山小学校をめざし、日頃からいじめの未然防止に取り組んでおります。ただ、下記の『いじめの定義』を考えたとき、「いじめは、誰にでも起こりうるもの」とも捉えています。そこで、保護者の皆様のご理解とご協力をいただきながら、学校・保護者・地域が連携していじめの問題に取り組んでいきたいと考えています。

本校では、『いじめ防止基本方針』を策定し、未然防止及び早期発見に全職員で組織的に取り組んでおります。いじめを認知した際は重大事態に発展しないよう、一つ一つの事案に対し迅速かついねいに対応していきます。『概要版』は、『いじめ防止基本方針』の簡易版として、保護者や地域の皆様のご理解いただけるよう、作成しました。いじめに関する取り組みについての理解と充実が図られるよう、常に見直し改善してまいります。お気づきのことお困りのことがある場合は、いつでも遠慮なく学校にご連絡ください。

2 『いじめ』とは

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条 より）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と法に規定されました。

(2) いじめか否かの判断（改訂 山形県いじめ防止基本方針 より）

- けんかやふざけ合いでも、いじめられた児童の被害性に着目し該当するか否かを判断します。
- 好意で行った行為でも、相手に苦痛を感じさせた場合には、いじめと判断する場合があります。（ただし、態様によっては「いじめ」という言葉は使わず対応することもあります。）

3 いじめ防止のための松山小学校の取り組み

(1) 未然防止の取り組み

「いじめの防止等の為の対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることを鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。」（「いじめ防止対策推進法」第3条）

いじめは一部の当該児童の問題だけではなく、全ての児童に係る集団の問題であるという認識のもと、本教育活動全体を通じて、すべての児童を対象にいじめの未然防止の取り組みを行なっていきます。「いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。」と理解を促すとともに、自分の存在と他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合い、よりよい人間関係を構築できる集団づくりを大事にしていきます。

① いじめ防止学習を計画的に実施します

- ・ いじめを生まないために、「相互の個性の理解」「傍観しない集団基盤づくり」「望ましい人間関係の構築」「インターネット上のいじめ防止」等をテーマにした学習を、学級活動の時間に位置付け計画的に実施していきます。

② 道徳科を要とし、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させます

- ・ 生命を尊重する心や互いを認め合い、協力し、助け合うことのできる信頼感や友情を育むことを教育活動全体を通して取り組んでいきます。道徳科では、「個性の伸長」「公正、公平、社会正義」「相互理解、寛容」「よりよく生きる喜び」の内容を重点的に扱っていきます。

③ 子どもが主体となる全校的な取り組みを行います

- ・ 児童会を中心に、いじめについて児童が自ら考える機会を設け、いじめを絶対に許さない学校づくりに主体的に取り組めるようにしていきます。(例：挨拶運動、いじめ防止標語、あったか言葉運動等)

④ 違いと人格を認め合う授業づくりに努めます

- ・ 児童主体の授業を進める中で、違いや互いの人格を尊重する心を育てていきます。授業の学習活中で、共感的な人間関係を築いていくことを大切にしていきます。

⑤ 異年齢交流

- ・ 児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できるように、児童集会など異学年交流の場を多く設定します。

(2) 早期発見・適切な対応に向けた取り組み

① 定期的な調査の実施

- ・ 児童および保護者に対し、年2回(6・11月)のアンケート調査を実施します。
- ・ 児童に対してQ-Uアンケートを実施(7月・11月)し、学級の状態を点検します。

② 校内組織の活用

- ・ 校内に『いじめ防止対策委員会(校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当・養護教諭・当該学年担任等)』を置き、情報を共有しながら組織的に対応していきます。必要に応じて、心理学(SC:スクールカウンセラー)や法律(SL:スクールロイヤー)の専門家などから指導・助言をいただく場合もあります。

③ いじめを受けた児童・保護者への支援

- ・ いじめられた児童が安心して教育を受けられるよう、全職員で環境づくりを進めます。
- ・ 必要に応じ、スクールカウンセラーなど、外部の専門家との連携を図り、心のケアに努めます。また、いじめを行った児童に対し、出席停止や別室登校、臨時の学習集団変更の措置をとる場合もあります。

④ いじめを行った児童への指導とその保護者への助言

- ・ いじめを行った児童への対応については、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。その際は、いじめを行った児童の社会性の向上や人格の成長につながる指導を心がけます。

⑤ いじめ解消の判断基準 次の2つの要件を満たす場合、いじめが解消したと判断します。

- ① いじめに係る行為が、少なくとも3か月の期間、止んでいること
- ② 被害児童及び保護者との面談などにより、被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

(3) いじめの重大事態について (「いじめ重大事態」は法に次のように規定されています)

- ・ いじめにより、児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがある場合
- ・ いじめにより、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
(目安としては年間30日ですが、いじめを理由にした欠席には早期に対応します)